

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(日が休日に当
るときは、そ
の翌日)

目次

- ◇ 告 示 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理
- 土地改良法による換地計画の適否の決定
- 土地収用法による事業の認定
- 都市計画事業の変更の認可
- 鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の改正
- ◇ 選管告示 当選の効力に関する審査の申立てについての裁決

告 示

鳥取県告示第九十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康

保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
臼井眼科医院	鳥取市西町四丁目四二五	昭和五十一年一月六日
桔梗堂薬局	米子市東倉吉町七〇	十六日

鳥取県告示第九十三号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

療養取扱機関名	所在地	申出の都道府県名	申出の受理の年月日
臼井眼科医院	鳥取市西町四丁目四二五	全国	昭和五十一年一月六日
桔梗堂薬局	米子市東倉吉町七〇	"	十六日

鳥取県告示第九十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、千代地区第三工区営ほ場整備事業の施行に係る地域の換地計画を定めたので、同法同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年二月七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定にし対異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九十五号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 起業者の名称 若桜町

二 事業の種類 若桜町立スポーツ広場建設工事

三 起 業 地

1 収用の部分 八頭郡若桜町大字若桜字殿町地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

若桜町役場

鳥取県告示第九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、昭和四十六年七月鳥取県告示第六百三十三号米子境港都市計画道路事業の事業計画の変更を認可をしたので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

米子市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画道路事業 三―四―七 青木団地線

三 事業施行期間 昭和四十六年七月二十七日から

昭和五十二年三月三十一日まで

四 事 業 地

変更なし

鳥取県告示第九十七号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)の一部を次のように改正する。

昭和五十一年二月六日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の株式会社鳥取銀行の項中

末広支店 鳥取市末広温泉町

を

末広支店	鳥取市末広温泉町
市役所出張所	鳥取市尚徳町

に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

鳥取県西伯郡大山町佐摩三百六拾九番地山本誠から提出された昭和五十年十月二十五日執行の大山町議会議員の一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、昭和五十一年二月二日裁決を行ったので、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第二百五条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年二月六日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

裁 決 書

審査申立人 住所 鳥取県西伯郡大山町佐摩369番地

氏名 山 本 誠 (59歳)

上記審査申立人から昭和50年12月8日付けをもって提起された同年10月25日執行の大山町議会議員の一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

この審査の申立ては、棄却する。

審査の申立ての要旨

審査申立人(以下「申立人」という。)は、昭和50年10月25日執行の大山町議会議員の一般選挙(以下「本件選挙」という。)の当選の効力に関し、同年11月7日大山町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)に

対し異議の申出をしたところ、同年11月28日町委員会はこれを棄却する旨の決定をしたので、これを不服として当委員会に対して町委員会の決定を取り消し、当選人小原収の当選を無効とする旨の裁決を求めるといふものである。

その理由とするところを要約すれば、次のとおりである。

本件選挙において、候補者小原収の有効投票の中に「川田収」と記載された投票が1票、「小原修」と記載された投票が2票含まれているが、これらの投票は、いずれも次の理由によつて無効である。

1 「川田収」と記載された投票の「川田」姓は、候補者小原収が同一部落内の小原家に婿養子縁組入籍する以前の旧姓であつて、改姓後約30年を経過しており、同人が旧友並びに地区有権者から「川田収」と呼ばれていた事実は全く聞いたことがない。また、同人は公職者として13年目であつて、「小原収」としての知名度は一般の人より高く、通称もないので、「川田収」と記載された投票は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「選挙法」という。）第68条第2号に規定する公職の候補者でない者の氏名を記載したものである。

2 「小原修」と記載された投票は、「小原修」なる氏名を有する者が2名町の選挙人名簿に登録されており、そのいずれも有名人であるので、「小原修」と記載された投票は、選挙法第68条第2号に規定する公職の候補者でない者の氏名を記載したものである。

裁 決 の 理 由

よつて、当委員会は、この審査の申立てを受理し、選挙法第216条第2項において準用する行政不服審査法（昭和37年法律160号）第22条の規定により、町委員会から弁明書を徴し、同法同条第3項の規定に基づき、町

委員会の提出した弁明書の副本を申立人に送付し、同法第23条の規定による申立人の反論書の提出を得た。

更に、昭和51年1月19日当委員会委員室において、行政不服審査法第30条の規定に基づき、申立人の審査を行うとともに、選挙法第212条の規定に基づき、別記証人について訊問を行い、申立人の主張について慎重に審査した。

およそ、立候補制度を採っている選挙にあつては、選挙人のなした投票は、その意思が投票の記載から推定できる以上は、候補者中の何人かの氏名を記載したものとして有効と判断すべきことは、選挙法第67条後段の規定により明らかである。

したがつて、例え投票に記載された氏名の中に誤字、脱字あるいは氏や名の書き誤り等があつて、候補者の氏名の記載としては正確を欠いていても、候補者の中にそれと近似する氏名の者があつて、その記載文字の全体の考察によつて、候補者の何人に投票したものであるかを推定し得るものは、無効投票の規定に反しない限り選挙人の意思をできるだけ尊重して有効投票とすべきである。

申立理由1について

「川田収」と記載された投票が、候補者小原収の有効投票であるかどうかを検討するに、調査の結果、本件選挙における候補者中には「川田収」なる氏名の候補者はなく、その氏又は名のいずれかを同じくする候補者は小原収だけである。

更に、候補者小原収は、昭和29年養子縁組によつて改姓し、旧姓は「川田」であること、改姓後大山町議会議員として3期12年にわたつて公職にあつたこと、町内においては現在でも旧姓の「川田」と呼ばれてい

る事実があることが認められた。

以上の事実を総合して判断するに、この投票は、申立人が主張するよう
に公職の候補者でない者の氏名を記載した投票として無効とすべきで
はなく、上述の選挙法第67条後段の基本理念に照らし、候補者小原収の
有効投票とするのが相当である。

申立理由2について

「小原修」と記載された投票が、候補者小原収の有効投票であるかど
うかを検討するに、調査の結果、本件選挙における候補者で「小原」姓
の候補者は、小原収だけであり、また、名が「修」の候補者はいないこ
とが確認された。

更に、町内に「小原修」なる氏名を有する者が2名実在し、その1人
は今在家に居住し、町内の大山小学校で永年にわたり、教頭、校長の職
を歴任した者であり、他の1人は国信に居住し、町役場において保育所
長を歴任し、本件選挙執行当時税務課長の職にあつた者であることが認
められた。

そこで、申立人は、上記2名の小原修は、いずれも町内における知名
人であると主張するが、校長の職歴を有する小原修は、退職してから相
当の年数を経過しており、過去においても町議会議員選挙その他の公職
に立候補したこともなく、また、町役場の税務課長の職にある小原修は、
永年町役場に勤務しているのみで、これまた、過去において公職に立
候補したこともなく、両人とも「小原修」と記載された投票を無効投票
とするほど同町内において知名度が著しいとは認められない。

また、「小原修」と記載された投票は、候補者中に「小原」姓は小原
収のみであり、名が「修」の候補者もおらず、更に、「修」と「収」は、

いずれも「おさむ」又は「しゆう」と読み、音訓ともに同一であること
ろから、選挙人が投票の記載に当たつて書き誤りやすいことは明らかで
あり、候補者小原収に投票する意思で誤つて「小原修」と記載したもの
と解することができる。

したがつて、「小原修」と記載された投票は、候補者小原収の名を誤
記した投票と認め、候補者小原収の有効投票と判断するのが相当である。
よつて、当委員会は、主文のとおり裁決する。

昭和51年2月2日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤章

別記証人

氏名	住 所	職 業
徳永 鉄雄	鳥取県西伯郡大山町佐摩229番地	農 業
小原 収	鳥取県西伯郡大山町豊房1621番地	農 業